

## 金銭消費貸借契約書

第1条 本日、貸主 (以下、貸主) は、借主 (以下、借主) に対し、金 円也を貸渡し、借主はこれを確かに受け取り、借用した。

第2条 借主は、元金及び金利として、令和元年 月末日から毎月末日までに金 円也ずつ、(ただし、最終回のみ金 円) 合計 回の分割払いで、貸主の指定する銀行口座宛に振込にて返済する。但し、振込み手数料は借主負担とする。

第3条 乙は、貸付金の利息として年利1%の利息を甲に支払うものとする。

第4条 借主は、次の事由に該当するときは、催告なくして当然期限の利益を失い即時残債務を弁済する。

- ①借主が分割金を2回分以上怠ったとき
- ②借主につき、破産、民事再生の申立がなされたとき
- ③借主が他の債務につき、差押、仮差押を受けたとき。
- ④借主が本契約の条項に違反したとき

第5条 借主が、本契約に基づく債務の履行を遅滞したときは遅滞の日の翌日から完済まで遅滞金額に年5%の割合による損害金を付加して支払う。

第6条 本件契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所を、貸主の住所地を管轄する地方裁判所とする。

貸主及び借主は本契約を証するため本証書式通を作成し、署名捺印し各自巻通を保有する。

年 月 日

住所  
(貸主)

氏名

印

住所  
(借主)

氏名

印